

まえがき

公共施設の維持保全と更新への取組として、横浜市では平成 26 年度に国のインフラ長寿命化基本計画に位置付ける「横浜市公共施設管理基本方針」を定め、その中に各局が各々の所管施設について行動計画を策定しました。

それに続き各局では、平成 29 年度末までに、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な保全・更新の取組を実施する必要性を有する施設を選定し、診断・修繕・更新等の取組を実施計画（保全・更新計画＝国の個別施設計画に相当）にまとめることとしています。

都市整備局が所管する施設は、主要駅や拠点地域の都市整備事業の進行に合わせて整備しているもので、駅前広場、交通施設、歩行者用デッキ、案内標識、係留施設、昇降設備等とその種類は多岐に渡り、総数は約 50 施設あります。

これらの施設のうち、土木構造物は他局の計画を参考にすることが望ましく、また、区分所有建物の施設は当該建物の取扱いによることなどから、都市整備局では昇降機を対象に独自に保全・更新計画を定めることとしました。

昇降機は、もともと更新周期が 25 年程度と短く、都市整備局で更新が必要となる時期は平成 34・44・52 年に集中し、その費用は総額約 33 億円と想定されます。しかも、多くの市民の円滑な移動手段として定着しています。そのため、稼働に支障を生じさせないよう、更新時期を調整して予算の平準化に努めながら、着実に更新を進める必要があります。

保全・更新計画の構成としては、「第 1 編 共通事項」において、所管する全ての施設に適用する維持保全の基本的な考え方や目安を示し、第 2 編以降で都市整備局が独自に定める施設種別ごとの具体的な取組を示すこととし、今回は「第 2 編 昇降機」という項目立てになりました。

今回の保全・更新計画では、都市整備局の昇降機について、30 年先までの診断・修繕・更新等の取組と各年度の必要経費の見積りを示しています。また、単に経費を試算しただけでなく、経費の縮減策や広告収入を経費に充当するなど、運営の工夫についても基本スタンスを定めました。

今後は、市民の皆様の安心・安全性の確保を図るため、都市整備局の職員全員が本計画の趣旨を理解し、相互に知恵を出し合いながら施設の保全・更新を着実に達成させるべく取り組んでまいります。

平成 29 年 10 月

都市整備局ストックマネージャー